公益財団法人鳥取県スポーツ協会 生涯スポーツ推進委員会規程

- 第1条 公益財団法人鳥取県スポーツ協会(以下「県ス協」という。) 定款第40条の規定 に基づき、生涯スポーツ推進委員会(以下「委員会」という。) を設置する。
- 第2条 委員会は、本県体育・スポーツの普及とその生活化を図るため、次の事項について審議する。
 - (1) スポーツの普及振興に関すること
 - (2) 地域及び職域における各種スポーツクラブ等の育成に関すること
 - (3) 指導者の育成に関すること
 - (4) 県民の健康・体力の増強に関すること
 - (5) 県ス協理事会から諮問された事項に関すること
 - (6) その他前各号に関連する事項に関すること
- 第3条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から20名程度を県ス協会長が委嘱する。
- (1) 学識経験者
- (2) 県ス協理事
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第4条 委員会に次の役員を置く。
- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- 2 前項の役員は、委員の互選による。
- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

- この規程は、平成24年4月1日から施行する。 附則
- この規程は、令和2年4月1日から施行する。